

## 昭和五十三年法律第八十一号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開發に関する特別措置法

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 特定鉱業権（第四条—第三十八条）
- 第三章 損害の賠償（第三十九条—第四十一条）
- 第四章 雑則（第四十二条—第五十五条）
- 第五章 罰則（第五十六条—第五十五条）
- 附則

### 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定（以下「協定」という。）の実施に伴い、共同開発区域における天然資源の開発に関する特別措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「天然資源」とは、石油及び可燃性天然ガス（これらに付随して掘採される鉱物を含む。）をいう。

第三条 この法律において「共同開発区域」とは、協定第一条第一項に規定する大陸棚の区域をいう。

第四条 この法律において「特定鉱業権」とは、共同開発区域内の登録を受けた一定の区域（以下「共同開発鉱区」という。）において、共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と共同して、天然資源の探査（ボーリングにより探鉱をすること）及び探鉱を目的として地震探鉱法その他の方法により地質構造の調査をすることをいう。以下同じ。）又は採掘をし、及び掘採された天然資源を取得する権利をいう。

第五条 この法律において「大韓民国開発権者」とは、大韓民国の法令に基づき、共同開発区域内の一定の区域において、天然資源の探査又は採掘をし、及び掘採された天然資源を取得することを認可された者をいう。

第六条 この法律の規定によつてした手続その他行為は、第十二条の許可の申請をした者（同条の許可を受けた者を含む。以下「申請人」という。）、特定鉱業権者又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

## 第二章 特定鉱業権

(特定鉱業権の種類)

第四条 特定鉱業権は、探査権及び採掘権とする。

(特定鉱業権による探査及び採掘の禁止)

第五条 特定鉱業権によるのでなければ、共同開発区域において天然資源の探査をしてはならない。

(特定鉱業権の性質)

第六条 特定鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、不動産に関する規定を準用する。

(特定鉱業権の存続期間)

第七条 特定鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分の目的となるほか、権利の目的となることができない。ただし、採掘権は、抵当権の目的となることができる。

(共同開発鉱区の境界)

第八条 共同開発鉱区の境界は、経済産業省令で定めるところにより表示する直線で定め、その境界線の直下を限りとする。

(特定鉱業権者の資格)

第九条 日本国の国民又は法人でなければ、特定鉱業権者となることができない。ただし、条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定鉱業権の存続期間及びその延長)

第十条 採査権（第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される採査権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から八年とする。

(特定鉱業権の存続期間及びその延長)

第十二条 採掘権（第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される採掘権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から三十年とする。

(特定鉱業権の存続期間)

第十三条 前項の採掘権の存続期間は、その共同開発鉱区における天然資源の採掘を継続して行うため必要があると認められるときは、その満了に際して、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、五年ずつ延長することができる。

(特定鉱業権の存続期間の満了の日までとする。)

第十四条 第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される特定鉱業権の存続期間は、設定の登録の日から当該消滅した特定鉱業権の存続期間の満了の日までとする。

(特定鉱業権を設定する区域等の告示)

第十五条 経済産業大臣は、協定第三条第一項に規定する小区域（以下「小区域」という。）が

## 第十一條 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可の申請があつたときは、探査権の存続期間の満了後でも、存続期間の延長の登録又は不許可の処分があるまでは、その探査権は存続するものみなす。

(特定鉱業権の設定の許可)

第十二条 特定鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(共同申請)

第十三条 二人以上共同して前条の許可の申請を受けた者（二人以上共同して同条の許可を受けた者を含む。以下「共同申請人」という。）は、經濟産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを經濟産業大臣に届け出なければならない。

(经济産業大臣の許可)

第十四条 第十二条の規定により經濟産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

(经济産業大臣の変更)

第十五条 代表者の変更は、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

(经济産業大臣の届出)

第十六条 第十二条第一項の規定により特定鉱業権を取消され、その取消しの日から二年を経過しない者

(经济産業大臣の届出)

第十七条 第十二条第一項に該当する者があるもの

(经济産業大臣の届出)

第十八条 第十二条第一項又は第二項の規定により申請（採掘願を除く。）が次の各号に適合してあると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(经济産業大臣の届出)

第十九条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示されたところと異なるものでないこと。

(经济産業大臣の届出)

第二十条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示された日から三十日を経過する日前に示が行われた日から三十二日を経過しない者

(经济産業大臣の届出)

第二十一条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示されたものでないこと。

(经济産業大臣の届出)

第二十二条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示されたものでないこと。

(经济産業大臣の届出)

第二十三条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示されたものでないこと。

(经济産業大臣の届出)

第二十四条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示されたものでないこと。

(经济産業大臣の届出)

第二十五条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示されたものでないこと。

(经济産業大臣の届出)

第二十六条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示されたものでないこと。

(经济産業大臣の届出)

第二十七条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示されたものでないこと。

(经济産業大臣の届出)

第二十八条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示されたものでないこと。

(经济産業大臣の届出)

第二十九条 第十二条第一項又は第二項の規定による告示されたものでないこと。

(经济産業大臣の届出)

定められたときは、遅滞なく、小区域ごとに、その区域及びその小区域について設定する特定鉱業権が探査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。

経済産業大臣は、特定鉱業権がその存続期間の満了前に消滅した場合において、その共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しているときは、遅滞なく、その共同開発鉱区の区域及びその共同開発鉱区について設定する特定鉱業権が探査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。

(特定鉱業権の存続期間)

第十二条 特定鉱業権の存続期間は、第十二条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により特定鉱業権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号又は前号に該当する者があるもの

(欠格条件)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、第十二条の許可を受けることができない。

一 この法律又は第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により特定鉱業権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に第一号又は前号に該当する者があるもの

(許可の基準)

第十四条 第十二条の許可の申請（採掘願を除く。）が次の各号に適合してあると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 第十六条第一項又は第二項の規定による告示されたところと異なるものでないこと。

二 第十六条第一項又は第二項の規定による告示された日から三十日を経過する日前に示が行われた日から三十二日を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に第一号又は前号に該当する者があるもの

(許可の基準)

第十五条 第十二条の許可の申請（採掘願を除く。）が次の各号に適合してあると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 第十六条第一項又は第二項の規定による告示されたところと異なるものでないこと。

二 第十六条第一項又は第二項の規定による告示された日から三十日を経過する日前に示が行われた日から三十二日を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に第一号又は前号に該当する者があるもの

(許可の基準)

第十六条 第十二条の許可の申請（採掘願を除く。）が次の各号に適合してあると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 第十六条第一項又は第二項の規定による告示されたところと異なるものでないこと。

二 第十六条第一項又は第二項の規定による告示された日から三十日を経過する日前に示が行われた日から三十二日を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に第一号又は前号に該当する者があるもの

(許可の基準)

第十七条 第十二条の許可の申請（採掘願を除く。）が次の各号に適合してあると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 第十六条第一項又は第二項の規定による告示されたところと異なるものでないこと。

二 第十六条第一項又は第二項の規定による告示された日から三十日を経過する日前に示が行われた日から三十二日を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に第一号又は前号に該当する者があるもの

(許可の基準)

二 共同開発事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 第十六条第一項又は第二項の規定により告示された一の区域に係る第十二条の許可の申請が二以上あるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者がその区域に係る特定鉱業権の設定について優先権を有する。

一 申請がすべて同一の日にされているとき  
申請をした者のうち經濟産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

二 前号に掲げる場合以外の場合において、申請の日が最先である申請が二以上あるとき  
申請の日が最先である申請をした者のうち經濟産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

三 前二号に掲げる場合以外の場合 申請の日が最先である申請をした者  
(許可後の手続)

第十九条 第十二条の許可 (第十六条第二項に規定する場合における第十二条の許可及び採掘転願に係る同条の許可を除く。次条及び第三十二条第四項において同じ。) を受けた者は、許可を受けた日から三月以内に、第二十一条第一項の認可の申請をしなければならない。

2 經済産業大臣は、前項に規定する者の申請により、やむを得ない理由により同項の期限までに第二十二条第一項の認可の申請をすることができないと認めるときは、三月以内においてその期限を延長することができる。  
(許可の失効)

第二十条 前条第一項に規定する者が次の各号の一に該当するときは、第十二条の許可は、その効力を失う。

一 前条第一項又は第二項の期限までに次条第一項の認可の申請をしないとき。

二 次条第一項の認可の申請に対し不認可の处分を受けたとき。

(共同開発事業契約)

第二十一条 特定鉱業権者 (第十九条第一項に規定する者を含む。) が共同開発事業を行うため当該大韓民国開発権者と締結する次に掲げる事項に関する契約 (以下「共同開発事業契約」という。) は、經濟産業省令で定めるところによるものであること。

り、經濟産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項

二 操業管理者（協定第六条第二項に規定する権限を有する契約当事者をいう。以下同じ。）の指定に関する事項

三 漁業との調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、經濟産業省令で定める事項

二 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第九条の規定に適合していることその他共同開発事業契約に定める事項が共同開発事業の円滑な実施を妨げるおそれがないこと。

二 共同開発事業契約について協定第五条第二項の大韓民国政府の承認が与えられていること。

三 経済産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、当該共同開発事業契約に定める同項第三号に掲げる事項に関し、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 第一項の認可の申請の日から二月以内に認可又は不認可の処分がないときは、同項の認可があつたものとみなす。

第二十二条 特定鉱業権の移転があつたときは、特定鉱業権者があつた者がその移転の時にその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約を、特定鉱業権者となつた者が当該大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

2 第十六条第二項に規定する場合において、新たな特定鉱業権が設定されたときは、新たな特定鉱業権者がその共同開発鉱区に係る大韓民国

開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、特定鉱業権者があつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約（特定鉱業権の消滅後に当該大韓民国開発権の移転があつたときは、特定鉱業権者があつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約）を、新たな特定鉱業権者があつた者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権の消滅時に大韓民国開発権者であった者と締結していた共同開発事業契約（大韓民国開発権の消滅後に当該特定鉱業権の移転があつたときは、当該特定鉱業権者であつた者が大韓民国開発権の消滅の時に当該大韓民国開発権者であった者と締結していた共同開発事業契約）を、当該特定鉱業権者が新たな大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

（特定鉱業権の共有）

**第二十三条** 特定鉱業権を共有する者（以下「特定鉱業権共有者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更是、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、特定鉱業権共有者を代表する。

5 特定鉱業権共有者は、組合契約をしたものとみなす。

（特定鉱業権の移転）

**第二十四条** 特定鉱業権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号（当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者

一 第十七条各号のいずれにも該当しないこと。

二 共同開発事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 共同開発事業契約に基づく権利義務を承継すること。

四 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

(共同開発鉱区の減少)

**第二十五条** 共同開発鉱区の減少は、次の各号(共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、第一号)に該当する場合でなければ、することができない。ただし、經濟産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 減少をする一部の面積が七十五平方キロメートル以上であること。

二 共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意があること。

探査権者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開発鉱区の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開発鉱区の減少をしなければならない。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探査権の設定の登録の日 (探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日。次号及び第三号並びに第三十四条第一項第一号において同じ。)から三年を経過する日 探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積(探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日における共同開発鉱区の面積。以下この項において「共同開発鉱区の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探査権の設定の登録の日から六年を経過する日 共同開発鉱区の当初面積の百分の五十五に相当する面積

三 探査権の設定の登録の日から八年を経過する日 共同開発鉱区の当初面積の百分の二十二に相当する面積

探掘権に基づく探掘権(探掘転願に基づく探掘権の消滅後第十六条第二項に規定する場合

に新たに設定された採掘権を含む。以下この項目において同じ。) を有する者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開発鉱区の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開発鉱区の減少をしなければならない。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 第二十二条第一項の認可を受けた共同開発事業契約によらないで共同開発事業を行つたとき。

二 第二十五条第二項又は第三項の規定に違反して共同開発鉱区の減少をしないとき。

三 第二十六条の規定による命令に従わないとき。

四 第三十三条第一項若しくは第二項の期限までに事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して事業を休止したとき。

五 第三十四条第一項の規定に違反して、経済産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

二、特定鉱業権共有者の脱退

（登録）

第三十二条 次に掲げる事項は、特定鉱業原簿に登録する。  
一 特定鉱業権の設定、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限並びに共同開発鉱区の減少

二 採掘権に基づく採掘権の設定の登録があつたときは、当該査査権は、消滅する。

三 第八十九号）第九百五十二条第一項の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、消滅する。

理由により引き続き六月以上事業を休止する場合において、期間を定めて経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(坑井掘さく義務)

**第三十四条** 採査権者は、その共同開発鉱区において、次に掲げる期間ごとに、経済産業大臣が指定する数の坑井を掘さくしなければならない。

一 採査権の設定の登録の日から三年間

二 前号の期間の満了日の翌日から三年間

三 前号の期間の満了日の翌日から二年間

前項の規定による坑井の数の指定は、共同開発鉱区の面積及びその上部水域の水深、前項第二号又は第三号の期間開始前に共同開発鉱区において掘さくされた坑井の数その他の事情を考慮して行うものとし、その数は、二を超えてはならない。

当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が、当該共同開発鉱区において掘さくした坑井は、第一項の規定の適用について、当該採査権者

**第三十五条** 操業管理者たる特定鉱業権者（第三十七条第一項前段の認可を受けた大韓民国開発

前に、経済産業省令で定めるところにより、施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更するときも、同様とす  
る。

(指定区域における採掘等の制限)  
つてはならない。

定区域（共同開発区域内の一定の区域で、漁業生産上重要な魚礁が存在するため、その区域内に沿岸漁業用の漁具による漁獲を制限する）

**第二十六条** 経済産業大臣は、探査権の共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋蔵量等にかんがみ、その共同開発鉱区が採掘権の設定に適すると認められるときは、その探査権者に対し、三月以内に採掘権の設定に関する第十二条の許可の申請をすべきことを命ずることができる。

(特定鉱業権の放棄の制限)

**第二十七条** 特定鉱業権の放棄は、その共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者の同意がなければ認められず、することができない。ただし、設定の登録日の日から二年を経過したとき、又はその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、この限りでない。

(特定鉱業権の取消し)

3 3 い。  
採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完結する日までは、競売の目的の範囲内で、なお存続するものとみなす。  
4 4 前条第二項の規定による採掘権の取消しの場合は、この限りでない。  
5 5 競売による売却代金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、  
6 6 国庫に帰属する。  
(採掘権の放棄と抵当権)  
**第三十条** 前条の規定は、經濟産業大臣が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

四十二号) の規定は、適用しない。

6 特定鉱業原簿に記録されている保有個人情報  
(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

7 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。  
(事業実施義務)

**第三十三条** 特定鉱業権者は、特定鉱業権の設定又は移転の登録の日から六月以内に事業に着手しなければならない。

経済産業大臣は、特定鉱業権者の申請により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるときは、その用限(在宅等)をつけて認める。

（指定区域における採掘等の制限）

**第三十六条** 操業管理者たる特定鉱業権者は、指定区域（共同開発区域内の一一定の区域で、漁業生産上重要な魚礁が存在するため、その区域内における天然資源の探査又は採掘を制限する必要があるものとして経済産業大臣が農林水産大臣と協議して指定するものをいう。以下同じ。）において、天然資源の探査又は採掘のための工作物の設置又は海底の形質の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。



(鉱業法の適用除外)

**第四十七条** 共同開発区域における天然資源の探査及び採掘については、鉱業法の規定は、適用しない。

(鉱山保安法の適用)

**第四十八条** 操業管理者たる特定鉱業権者に関する鉱山保安法の規定の適用については、同法の規定（第二条第一項、第十二条、第十四条及び第五十四条の規定を除く。）中「鉱業権者」とあるのは、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項に規定する操業管理者たる特定鉱業権者」と、同法第十七条第二項中「鉱業権」とあるのは、「特定鉱業権」と、同法第三十三条第一項中「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条（同法第八十七条において準用する場合を含む。）及び第六十三条の二」とあるのは、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五条第一項」と、同法第三十七条中「鉱区外又は租鉱区外」とあるのは、「共同開発鉱区外（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十七条第一項前段の場合にあつては、同項前段に規定する区域外。第十八条第二項において同じ。）」と、同法第三十九条第一項中「鉱業権」とあるのは、「特定鉱業権」と、同法第四十二条第一項中「鉱業事務所」とあるのは、「経済産業省令で定める場所」と、同法第四十八条第二項中「鉱区外又は租鉱区外」とあるのは、「共同開発鉱区外」とする。

(鉱区税の特例) 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定の適用については、共同開発鉱区を同法第二百七十八条及び第二百八十三条第三項の鉱区と、総務大臣が共同開発区域の関係県として指定する県（以下「関係県」という。）を同法第二百七十八条の鉱区所在の道府県と、特定鉱業権者を同条及び同法第二百九十五条の鉱業権者と、特定鉱業権を同条の鉱業権とみなす。関係県が共同開発鉱区に対して課する鉱区税の課税標準は、地方税法第二百七十八条の規定にかわらず、共同開発鉱区の面積に、関係県ご

とに当該関係県に係る率として総務大臣が定め率を乗じて得た面積とする。この場合において、関係県に係る率は、その合計が百分の百となるよう定めるものとする。

3 共同開発鉱区に対して課する鉱区税の税率は、地方税法第二百八十一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる共同開発鉱区の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

一 採査権の共同開発鉱区 面積百アールごとに年額二十二円  
二 採掘権の共同開発鉱区 面積百アールごとに年額百三十三円

4 総務大臣は、第一項の規定により関係県に係る指定をし、又は第二項の規定により関係県に係る率を定めたときは、これらの事項を告示するとともに、関係県の知事に通知しなければならない。当該指定に係る関係県又は当該率を変更したときも、同様とする。

5 経済産業大臣は、第三十二条第一項の規定に

より同項第一号又は第二号に掲げる事項を登録したときは、政令で定めるところにより、総務大臣及び関係県の知事に通知しなければならない。

(政令への委任)  
第五十条 この法律に定めるもののほか、次に掲げる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

一 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に関連する事項に関する法令の適用に関する技術的読替え  
二 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に関連する事項に關し、協定第十九条の規定により、大韓民国の法令が適用される場合において、操業管理者の変更により日本国の法令が適用されることとなるときの経過措置

2 過失により共同開発鉱区外に侵掘した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 前項の事件に關し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるとところによる。

4 (経過措置)

二 第三十六条第一項の規定に違反して工作物

の設置又は海底の形質の変更をした者

5 第五十四条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

7 (施行期日) 抄

第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から

施行する。(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

2 前項の規定による改正後の日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に關する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

3 前項の事件に關し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるとところによる。

4 (経過措置)

二 第三十六条第一項の規定に違反して工作物

の設置又は海底の形質の変更をした者

5 第五十四条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

7 (施行期日) 抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から

施行する。(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)

2 第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

3 前項の規定による改正後の日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に關する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

4 (経過措置)

二 第三十六条第一項の規定に違反して工作物

の設置又は海底の形質の変更をした者

5 第五十四条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

7 (施行期日) 抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律

第八十八号）の施行の日から

施行する。(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)

2 第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前に法令に基づき審議会

その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続

を執るべきことの諮問その他の求めがされた場

合においては、当該諮問その他の求めに係る不



一 別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条  
条 第四十七条及び第五十五条(行政手続に  
おける特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律別表第一及び別表第二の改  
正規定(同表の一十七の項の改正規定を除  
く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第  
五十九条から第六十三条まで、第六十七条及  
び第七十二条から第七十三条までの規定  
布の日

## 二 及び三 略

四 第五十七条、第三十五条、第四十四条、第五  
十条及び第五十八条並びに次条、附則第三  
条、第五条、第六条、第七条(第三項を除  
く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍  
法第一百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下  
に「正本及び一を加える部分を除く。)に限  
る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十  
三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条  
(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改  
正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第  
三十三条から第三十五条まで、第四十条、第  
四十二条、第四十四条から第四十六条まで、  
第四十八条、第五十条から第五十二条まで、  
第五十三条(行政手続における特定の個人を  
識別するための番号の利用等に関する法律第  
四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第  
九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の  
改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等  
の推進に関する法律(平成二十五年法律第百  
十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含  
む。」を削る部分に限る。)を除く。)、第五  
十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五  
条、第六十八条及び第六十九条の規定(公布  
の日から起算して一年を超えない範囲内にお  
いて、各規定につき、政令で定める日  
(罰則に関する経過措置)

第五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる  
規定にあつては、当該規定。以下この条におい  
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の  
規定によりなお従前の例によることとされる場  
合におけるこの法律の施行後にした行為に対す  
る罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。

## (政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この  
法律の施行に必要な経過措置(罰則に関す  
る経過措置を含む。)は、政令で定める。

1 (施行期日)  
号 (施行期日)  
抄 該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八